

- 「指定特定計画相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	2
5. 職員の体制.....	3
6. 職員の職務内容.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
8. サービスの利用に関する留意事項.....	5
9. 事故発生時の対応方法について.....	5
10. 虐待防止について.....	6
11. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	6
12. その他運営に関する留意事項.....	6
13. 苦情等の受付について.....	6

シオンプランニング株式会社

ぬくもり

当事業所は加古川市の指定を受けています。

事業所番号 第 2832210179 号（指定特定）

第 2872200171 号（指定障害児）

1. 事業者

法人名称	シオンプランニング株式会社
事業所名	ぬくもり
所在地	兵庫県加古川市加古川町寺家町44-3-101
電話番号	079-456-0200
代表者氏名	藤原 浩晃
設立年月	令和 2年 2月 1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 ・令和2年2月1日指定 第2832210179号 指定障害児相談支援事業所 ・令和2年2月1日指定 第2872200171号
事業の目的	指定計画相談支援事業の提供、指定障害児相談支援事業の提供
事業所の名称	ぬくもり
事業所の所在地	兵庫県加古川市加古川町寺家町44-3-101
電話番号	079-456-0200
FAX 番号	079-456-0201
管理者氏名	鶴田 諭士
事業所の運営方針について	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
開設年月	令和2年2月1日
事業所が行なっている他の業務	居宅介護支援事業所（ぬくもり居宅介護支援センター） 平成29年3月1日 指定 2872203829号

3. 事業実施地域

加古川市・高砂市

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

事業所より 15 キロメートル未満・・・・・・300 円

事業所より 15 キロメートル以上・・・・・・500 円

4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 5月2日から5月5日・12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	月～土 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～土 午前8時30分～午後5時30分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤兼務	常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	名	1名	管理監督業務
相談支援専門員	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	相談支援業務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援及び障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントの実施・サービス等利用計画書、障害児支援利用計画書の作成及び利用者への交付・モニタリングの実施・その他必要な相談及び援助

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成

- ・相談支援専門員は利用者等の来所や利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

<サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ>

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

② サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④ 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第二十二項及び児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。

⑤ ④で作成したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費及び障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥ 支給決定及び給付決定又は地域相談支援給付費が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者及び指定発達支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更

- ・利用者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び障害児相談支援給付額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご相談ください。

※利用者からの下記行為又は、類似行為が確認された場合は、ハラスメント行為と判断し即時契約破棄となる可能性があります。

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：○物をなげつける ○蹴られる ○手を払いのけられる ○たたかれる ○手をひっかく、つねる○首を絞める ○唾を吐く ○服を引きちぎられる

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：○大声を発する ○怒鳴る ○恫喝 ○何らかの行為を強要する ○気に入っている人物以外に批判的な言動をする ○威圧的な態度で文句を言い続ける ○刃物を胸元からちらつかせる ○「この程度できて当然」「当たり前だ」と理不尽なサービスの要求 ○介護サービスを強要 ○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする ○謝罪や正座するよう強く求める ○サービスを強要、断ると文句を言う ○特定の介護支援専門員にいやがらせをする ○相談支援専門員の業務外のサービスの強要

3) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：○必要もなく手や腕をさわる ○卑猥な言動を繰り返す ○抱きしめる ○サービスに無関係に下半身を丸出しにして見せる ○訪問中の介護支援専門員の服に手を入れる ○異性同同性問わずヌード写真や猥褻な映像を見せる ○業務に関係のない質問等

9. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 鶴田 諭士
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

11. 利用者の記録や情報の管理、開示について

利用者及びその家族の個人情報については、シオンプランニング株式会社が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理し、利用者の求めにその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は自己負担となります。）

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務

上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。

- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

13. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談やサービスに対する苦情やご意見、サービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 鶴田 諭士

○電話番号 079-456-0200

○受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後17時30分

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

加古川市役所 障がい者支援課（本館1階）	所在地 加古川市加古川町北在家2000 電話番号 079-427-9372 受付日・時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分
高砂市役所 福祉部 地域福祉室 障がい・地域福祉課	所在地 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話番号 079-443-9027 受付日・時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分
兵庫県運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 078-242-6868 受付日・時間 月～金 午前10時～午後4時

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービス（指定障害児相談支援サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 鶴田 諭士

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏名> _____

<住所> _____

<児童氏名> _____

家族

<氏名> _____

<住所> _____

<続柄> _____

署名代行者

<氏名> _____

<住所> _____

<関係> _____